

# 審 議 会 等 調 書

名 称	男女共同参画審議会	
設置目的	男女共参画社会の形成の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、教育に携わる者及び区等の役割を明らかにするとともに、市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。	
設置根拠 (条例、要綱等)	佐伯市男女共同参画社会推進条例第5章第25条から第29条	
設置年月日	平成20年8月26日	
委員数	定 数	16 人
	現 数	16 人
委員選任基準	1 男女共同参画の推進に関する本市の施策に理解・関心のある方 2 市内に在住している満20歳以上の方 3 平日の会議に出席できる方（年3回程度） 4 国、地方公共団体の議員または職員でない方	
委員の任期	2 年	
年間開催回数	3 回／年	
審議事項等	男女共同参画社会の推進に関し必要と認められる事項	
事務局担当部課名	総務 部	人権・同和対策 課
備 考		